

# 弘前市防災協力事業所登録制度実施要綱

制定 平成21年2月16日

## (目的)

第1条 この要綱は、弘前市地域防災計画と相まって、地震、風水害、事故等により各種災害が発生した際に、被災者救援を適正確実に実施することの重要性、必要性にかんがみ、災害時における市内の民間事業所等が保有する資機材などの資源の提供に関する防災協力事業所登録制度について定め、広く市民等に登録状況等を公表周知することで、市民、事業所等の防災意識の向上を図り、もって市の防災対策を総合的に推進することを目的とする。

## (定義)

第2条 この要綱において使用する用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 事業所等 弘前市に店舗、工場、事務所等を有するものをいい、法人格の有無は問わない。
- (2) 資源 資機材、不動産、設備、物品、人材（労務）等をいう。
- (3) 防災協力活動 災害時において市内の民間事業所等が保有する資機材などの資源を提供することにより、被災者又は被災地に対してなされる災害対応・救援活動をいう。

## (協定等との関係)

第3条 この要綱の規定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及びその他の災害関係法律並びに市との協定に基づく災害対応等には適用されない。

## (防災協力事項)

第4条 防災協力事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 人的協力
- (2) 物的協力
- (3) 避難所等の提供
- (4) その他防災上必要な協力

## (登録手続等)

第5条 登録を希望する事業所等は、前条に規定する防災協力の項目を定めて、防災協力事業所登録届出書（様式第1号）により、弘前市長（以下「市長」という。）に届け出るものとし、登録内容に変更が生じた場合も同様とする。

2 市長は、前項の規定による登録届出があったときは、その内容を審査し、登録することが適当であると認めるときは、弘前市防災協力事業所登録簿（様式第2号）に記録し、必要資料とともに編てつ、整理するとともに、届出者に対して登録証（様式第3号）及び掲示用標識（様式第4号）を交付するものとする。なお、交付された登録証及び掲示用標識（以下「登録証等」という。）の扱いは次の各号によるものとする。

- (1) 防災協力事業所として登録した事業所等（以下「登録事業所」という。）は、掲示用標識を事業所等の見やすい箇所に付することができる。
- (2) 登録事業所は、登録証等を他人に貸与し、または、譲渡してはならない。
- (3) 登録事業所は、登録証等を滅失、亡失、汚損、き損（次号において「滅失等」と

いう。) した場合は、速やかにその旨を連絡するものとする。

(4) 登録証等を滅失等した場合は、登録事業所は当該登録証等の再交付を受けることができる。なお、この場合において、滅失等が登録事業所の責に帰すものであるときは、その費用は登録事業所がこれを負担する。

3 第1項の規定にかかわらず、市長は事業所等が次のいずれかに該当するときは、登録の届出を受理しないものとする。なお、届出を受理しない場合は、遅滞なくその旨を登録届出不受理通知書(様式第5号)により、届出者に通知するものとする。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する暴力団

(2) 市税を滞納している事業所等

(3) 第1項に規定する登録届出時において、指名停止を受けている事業所等

(4) 前各号に掲げるもののほか、登録届出を受理することが適当でないと市長が判断する事業所等

#### (登録期間)

第6条 登録期間は、名簿登録の日から1年間とする。なお、登録事業所から登録抹消の申し出がない場合については、さらに1年間延長するものとし、以後同様とする。この場合において、市は、登録事業所に対して、資源の状況及び期間満了後における協力意思の継続についてあらかじめ電話等により確認するものとする。

#### (登録事業所の公表等)

第7条 市長は、登録事業所の名称、所在地等を市のホームページ等で公表することができる。

2 登録事業所は、登録している旨などについて広告等に使用することができる。ただし、当該使用に際しては、事前に市と調整を行わなければならない。

#### (市の防災事業との連携)

第8条 登録事業所は、防災協力活動に加え、市が実施する防災事業との連携をはじめ、可能な範囲で自発的かつ積極的な防災及び減災活動を行うものとする。

2 登録事業所は、前項の規定に基づき、平常時には、次の各号に掲げる取り組みに努めるものとする。

(1) 市民、顧客及び従業員への防災に関する意識啓発

(2) 防災訓練、研修等への参加

(3) BCP(事業継続計画)の策定

(4) その他この要綱の目的を実施するための取り組み

3 登録事業所は、第1項の規定に基づき、災害時には、次の各号に掲げる取り組みに努めるものとする。

(1) 登録した資源その他提供可能な資源の提供

(2) BCPに基づく災害対応

(3) その他この要綱の目的を実現するための取り組み

#### (防災協力活動)

第9条 登録事業所は、災害により被害が発生し、又は被害拡大のおそれがある場合若しくは弘前市地域防災計画等による災害対策本部、災害警戒対策本部又はその他の本部が設置された場合に、自らの判断により、被災者または被災地に対して積極的に防

災協力活動を行うものとする。

2 前項の防災協力活動に関して、市長は原則的には登録事業所に指示等は行わないものであるが、被災者救援に支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、当該登録事業所及び防災協力活動に対して必要な調整等をすることができる。

**第10条 防災協力活動の期間について**は、災害発生後の一時的なものとして事業所本来の業務に支障とならない期間とする。

(災害時の要請)

**第11条** 市長は、大規模、広域的な災害発生に伴い、第9条第1項の規定によりなされる防災協力活動では、被災者救援が円滑に行われないと認められるときは、登録情報を基に、登録事業所に対して救援活動を要請することができる。

2 前項の要請は、活動要請書（様式第6号）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、次の事項を明らかにして電話等により行うことができる。この場合において、市長は、事後速やかに要請書を当該要請をした登録事業所に交付する。

(1) 災害の状況

(2) 要請する内容

(3) その他必要な事項

3 登録事業所は、第1項の要請があったときは、その諾否、要請のあった業務にあたる従業員の氏名等の情報及び実施可能な業務の内容等について、また、その業務を完了したときは、その業務の実施内容等について、要請業務諾否・実施結果連絡票（様式第7号）により市長へ連絡するものとする。

(情報提供)

**第12条** 市長は、登録事業所に対して、防災活動等に必要な情報を適宜提供するものとする。

(登録の抹消)

**第13条** 登録事業所は、次の各号のいずれかに該当する場合は、防災協力事業所登録抹消届出書（様式第8号）を届出しなければならない。

(1) 廃業した場合

(2) 防災協力事業所登録の抹消を申し出た場合

(3) 市外に移転した場合

2 前項の届出書を提出する際には、市長に登録証及び掲示用標識を返却しなければならない。

(登録の取消)

**第14条** 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、登録事業所の登録を取り消すことができる。

(1) 事業所等を第三者に譲渡し、または売買し、引き続き防災協力の意思が確認できない場合

(2) 事業所等が事業等において法令等に違反した場合

(3) その他事業所等を登録しておくことが適当でないと市長が判断した場合

2 前各号により、登録を取消したときは、市長は、遅滞なくその旨を登録取消通知書（様式第9号）により、当該登録事業所へ通知するものとする。

(費用等)

第15条 防災協力活動により発生した費用については、本制度の趣旨にかんがみ、当該登録事業所の負担とする。ただし、第11条の規定に基づき市長が行う要請に係る防災協力活動であって、かつ、登録事業所より当該活動に係る費用の請求があった場合において、市がこれを負担することが社会通念上妥当であると思料される範囲内の費用については、これを負担する。

(災害補償)

第16条 登録事業所は、市長の要請に基づく活動中に、従業員等が負傷したときは、直ちに事故発生状況等報告書（様式第10号）により市長に報告するものとする。

2 市長は、前項の報告を受けたときは、原則として、弘前市消防団員等公務災害補償条例（平成18年弘前市条例第220号）に基づき、これを補償するものとする。

(連絡協議会の設置)

第17条 市長は、市及び登録事業所等相互間の連携強化、情報交換及び連絡調整を図るために、連絡協議会を設置することができる。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、要綱の施行に関して必要な事項は別に定める。

(庶務)

第19条 登録等に関する庶務は、経営戦略部防災安全課においてこれを処理するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(検討)

2 市は、この要綱の施行後3年を目途として、この要綱の施行の状況等を勘案し、防災協力事業所登録制度による防災体制のあり方等について検討を加え、必要があると認められるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。